

令和 8 年 2 月 25 日

被保険者各位

ヤマサ健康保険組合

健康保険料等について（お知らせ）

2 月 19 日の組合会において、健康保険料等について下記のとおり決まりましたので、お知らせいたします。

記

1. 健康保険料等の変更

(1) 健康保険料【料率変更なし】

88.00/1000（事業主負担 44.00/1000・被保険者負担 44.00/1000）

<内訳>

		改正前	改正後	備考
一般保険料率		86.70/1000	86.62/1000	
基本保険料率		48.034/1000	52.928/1000	医療費、健康診断、保健事業など
特定保険料率		38.666/1000	33.692/1000	高齢者医療制度への納付金など
調整保険料率		1.30/1000	1.38/1000	健保連共同事業として納付（交付金に利用）
合計		88.00/1000	88.00/1000	
割合	事業主	44.00/1000	44.00/1000	
	被保険者	44.00/1000	44.00/1000	

(2) 介護保険料

		改正前	改正後	備考
介護保険料		18.00/1000	15.00/1000	介護納付金として納付
割合	事業主	9.00/1000	7.50/1000	
	被保険者	9.00/1000	7.50/1000	

(3) 子ども・子育て支援金*【新設】

2.30/1000（事業主負担 1.15/1000・被保険者負担 1.15/1000）

令和 8 年 3 月分保険料より適用となります

*子ども・子育て支援金については、令和 8 年 4 月分保険料より適用となります

以上